

# 一般社団法人日本超音波検査学会 代議員・役員選任規程

平成 24 年 8 月 25 日	理事会にて改定承認
平成 28 年 2 月 6 日	理事会にて改定承認
平成 30 年 2 月 3 日	理事会にて改定承認
2019 年 9 月 7 日	理事会にて改定承認
2022 年 5 月 28 日	理事会にて改定承認
2022 年 9 月 3 日	理事会にて改定承認

## 第 1 章 総則

第 1 条 一般社団法人日本超音波検査学会の代議員および役員の選出は、定款によるほか、この規程の定めるところによる。

## 第 2 章 組織運営

第 2 条 代議員および役員選挙に関する事務処理等を円滑に実施するために選挙管理委員会を常設する。

第 3 条 選挙管理委員は理事会にて正会員の中より選出し、理事長より委嘱する。選挙管理委員は代議員および理事の就任を可とする。  
選挙管理委員長は、委員の互選によるものとする。ただし、選挙管理委員長に理事の就任は不可とする。

第 4 条 選挙管理委員に欠員が生じた場合は理事会で補選することができる。理事長が委嘱し、その任期は前任者の残存期間とする。

第 5 条 選挙管理委員長が委員会の召集を必要と判断した場合は、構成員の 4 分の 3 以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数以上で決定する。

第 6 条 選挙管理委員の任期は 2 年間とし、再任は妨げない。

第 7 条 選挙管理委員会は、監事候補者が定数に満たない場合、および代議員・役員の補欠選任が生じた場合に臨時委員会の設立を理事長に要請する。

第 8 条 前条の臨時委員会の名称は役員推薦委員会とし、構成は委員長を含め 5 名とし、その半数以上が理事を除く代議員とする。理事長が委員長を指名し、指名された委員長が委員を指名する。

## 第 3 章 選挙管理委員会

第 9 条 選挙管理委員会は次に掲げる事務を行う。

1. 選挙の公示
2. 立候補の受付および資格審査
3. 被選挙人名簿の作成
4. 投票選挙の管理
5. 開票の管理
6. 当落の確認および公示

## 7. 新役員準備会議の開催

- 第 10 条 選挙は、別に定める選挙事務取扱規約に則り行い、投票選挙となった場合の開票および集計作業は事務局員が行う。
- 第 11 条 受付期限を過ぎても監事立候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会は不足分の推薦を役員推薦委員会へ依頼する。
- 第 12 条 選挙管理委員は、代議員および役員への立候補者になることができる。
- 第 13 条 選挙管理委員長は理事会、総会で改選報告を行う。

## 第 4 章 役員推薦委員会

- 第 14 条 役員推薦委員会は、選挙管理委員会の要請により臨時委員会として設立される。
- 第 15 条 役員推薦委員会は、監事立候補者が 1 名以内の場合に、定員を超えない範囲で候補者を推薦する。

## 第 5 章 立候補の要件

- 第 16 条 代議員立候補者は、公示日時点で会費を完納し、直近の会員歴を連続して 5 年以上有する正会員であること。
- 第 17 条 理事兼代議員立候補者は、公示日時点で会費を完納し、直近の代議員歴を連続して 3 期以上有していること。
- 第 18 条 監事立候補者は、公示日時点で会費を完納し、代議員を 3 期以上務めた正会員であること。
- 第 19 条 代議員および理事立候補者は、選任される年度の 4 月 1 日時点で満 65 歳、監事候補者は満 70 歳に達していない者とする。

## 第 6 章 代議員の選出

- 第 20 条 全国を定款第 5 条 3 項に掲げる 8 地区に分割し、それぞれの会員台帳に記されている所属地区から立候補を募る。定数は地区会員数の 1/100 名（端数切り捨て）を基本とし、再選は妨げない。
- 第 21 条 立候補者は、ホームページの「選挙のページ」において代議員立候補届を選挙管理委員会へ提出するものとする。なお新任立候補については、ホームページの「選挙のページ」において現職代議員または現職理事 1 名の推薦を受けるものとする。
- 第 22 条 各地区において定数以上の立候補が挙げた場合には、その地区内において投票選挙を行う。投票は電子投票によるものを可とする。

## 第 7 章 理事の選出

- 第 23 条 理事の選出は、前条の代議員立候補と同時に公示する。
- 第 24 条 定数は 15 名以上 25 名以内とし、再選は妨げない。
- 第 25 条 立候補者は、ホームページの「選挙のページ」において理事兼代議員立候補届を選挙管理委員会へ提出するものとする。なお新任立候補については、ホームページの「選挙のページ」において現職理事 1 名または現職代議員 2 名の推薦を受けるものとする。
- 第 26 条 理事兼代議員立候補者がその地区内の代議員選挙の結果落選した場合は、理事立候

補は取り下げとする。

第 27 条 理事兼代議員立候補者が定数以上の場合は、代議員による投票選挙とする。ただし、各地区で所属会員の立候補が 1 名の地区の立候補者は投票選挙を実施せずに当選候補者とし、残る立候補者で残る定数に対して投票選挙を行うものとする。投票は電子投票によるものを可とする。

第 28 条 理事の選任方法が投票選挙となった場合は、開票後以下の手順で当選者を決定する。

1. 全得票を集計し、得票総数上位から改選定数までの者を当選候補者とする。ただし、最下位票が複数名で改選定数を超える場合は、最下位得票者は落選候補者とする。
2. 各地区で所属会員に前条の当選候補者がいない場合は、落選候補者の中から当該地区最上位得票者を当選候補者とし、最下位当選候補者と差し替える。当該地区最上位得票者が複数の場合は、代議員歴の長い者、代議員歴に差のない場合は会員歴の長い者を当選候補者とする。
3. 最下位得票者が多数で落選とすることにより当選者が 15 名未満となる場合は、15 名に達するまで代議員歴の長い者、代議員歴に差のない場合は会員歴の長い者を最下位得票者から選出し当選候補者とする。

## 第 8 章 理事長、副理事長の選出

第 29 条 理事長は 1 名、副理事長は 2 名とする。

第 30 条 次期定時総会の 1 ヶ月前までに新役員準備会議を開催する。開催責任者は選挙管理委員長とし、次期理事を招集する。新役員準備会議の議長は選挙管理委員長とする。

第 31 条 理事長および副理事長の選出は、前条の会議において理事内定者の互選とする。

第 32 条 理事長は連続 3 期までとする。

第 33 条 副理事長は連続 4 期までとする。

## 第 9 章 監事の選出

第 34 条 監事の選出は、前条の代議員立候補と同時に公示する。

第 35 条 監事は 2 名以内とし、選出は理事と同じく代議員による投票選挙で行う。立候補者は、ホームページの「選挙のページ」において監事立候補届を選挙管理委員会へ提出するものとする。立候補については、ホームページの「選挙のページ」において現職代議員 2 名の推薦を受けるか、または役員推薦委員会の推薦を受けるものとする。

第 36 条 監事候補者が 2 名を超えない場合は無投票で当選候補者とする。

第 37 条 監事任期の上限を通算 2 期（4 年）までとする。

## 第 10 章 代議員および役員を選任

第 38 条 代議員および役員は、総会の決議によって選任する。前章の代議員および役員を選出終了後に当選証書を発行し、翌年度の定時総会開始までの期間は内定者とする。

## 第 11 章 代議員および役員を補欠選任

第 39 条 代議員または役員が欠け、会務に支障をきたすと判断された場合は、役員推薦委員会が候補者を推薦し、選挙管理委員長に提出する。ただし、被推薦人は第 5 章の立

候補要件を満たす正会員とし、任期の満了前に退任した者の任期が満了する時までを任期とする。

第 40 条 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を開催し補欠者の審査を行い、審査結果を理事会に報告する。

第 41 条 理事会は、選挙管理委員会からの報告を総会議案として取り扱い、補欠者の選任を臨時総会または次年度総会にて行う。

## 第 12 章 補則

第 42 条 この規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

### 附則

1. この規程は、平成 22 年 9 月 1 日より施行する。
2. 定款第 5 条 3 項に掲げる 8 地区は、以下の都道府県で区分けする。

北海道地区：北海道

東北地区：青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島

関東甲信越地区：茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，東京，神奈川，山梨，長野，新潟

中部地区：富山，石川，福井，岐阜，静岡，愛知，三重

関西地区：滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山

中国地区：鳥取，島根，岡山，広島，山口

四国地区：徳島，香川，愛媛，高知

九州地区：福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島，沖縄